

市議会のしおり



1 私たちと市議会

◆議員は市民の代表

私たちの住んでいる岩見沢市を快適で住みよいまちにするためには、市民全員が集まって考え、話し合い、自分たちの手で解決していくことが必要です。

しかし、私たち市民全員が集まって、それを行うことは実際にはできません。そこで、私たち市民の代表を選挙で選び、市民に代わって大切な仕事をしてもらうのが**市議会議員**で、その任期は4年です。

2 市議会と市長

市議会は、私たちの代表である議員で構成され、市民の生活にかかわる重要な事項を決めます。このため、市議会は**議決機関**と呼ばれています。

一方、市長は、市議会で決められた意思に基づいて市の仕事を行うもので、**執行機関**と呼ばれています。

市議会議員と同じく市民の代表として選挙で選ばれ、任期も同じく4年です。

市議会と市長は、独立した立場でお互いの責任と権限の範囲内で行動し、また、車の両輪のごとく、均衡を保ちながら、共に市民の住みよいまちづくりの実現を図っています。



3 市議会のしごと

◆議会の議決

市議会の仕事は、市長や議員から提出された議案などを審議して、その可否を決定します。これを**議決**といいます。

議会で決める事項は法律などで定められており、その主なものは次のとおりです。

○市の大切なことがらを決めます。

- 1 市のきまり（条例）の制定、改正又は廃止をすること。
- 2 市のお金の使いかた（予算）を決めること。
- 3 市のお金が正しく使われたかどうか（決算）を調べること。
- 4 1億5千万円以上の工事や物をつくる契約の締結、5千万円以上の土地、建物などの財産の取得や処分をすること。
- 5 負担付きの寄附や贈与を受けること。
- 6 法律や政令、条例で決めていることを除いて市の権利を放棄すること。
- 7 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
- 8 市が当事者となる訴訟等に係る和解や調停などに関すること。

○選挙・選任、同意を決めます。

- 1 市議会の議長、副議長、選挙管理委員会の委員などを選挙し、議員の所属する常任委員会、議会運営委員会や特別委員会の委員を選任すること。
- 2 市長から提出される副市長、教育委員、監査委員など人事案件に同意するかどうかを決めること。

○市の仕事が、市民のために正しく行われているか調査したり、報告を求めたり、意見を述べます。

○市民の願いや意見を文書にして、国や北海道に提出します。

4 市議会のしくみ

◆議員

市議会を構成する議員は、4年ごとに市民の皆さんの選挙で選ばれます。

岩見沢市は現在、議員定数を22人としています。

◆議長・副議長

議長及び副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議会を代表し、本会議の議場の秩序を保ち、議事の整理、議会の事務処理などに必要な多くの権限が与えられ、重要な役割を果たします。

副議長は、議長と協力し円滑な議会運営を行い、議長が職務をとることができないとき又は欠けたとき議長に代わり仕事をします。

◆会派

会派とは、自分たちの考えを最も効果的に市政に反映させるため、考え方や意見を同じくする議員や同じ政党が集まってつくる団体のことです。

市民クラブ	10人
市政クラブ	3人
民優会	3人
公明党	2人
日本共産党議員団	2人
みどりの会	2人

◆議会事務局

市議会の事務を処理するため、事務局を置いています。現在、8人の職員（事務局長、次長、参事、総務議事係長、総務議事係主任、以下係員3人）で本会議や委員会の準備、事務処理、会議録、議会だよりの発行など、そのほか議員の議会活動のための資料の収集・調査、議会図書室の管理等を行っています。

5 市議会の運営

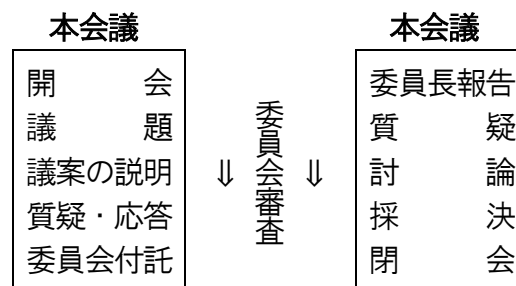
議会は、常時開かれているわけではなく定期的・臨時的に一定の期間だけ開かれます。定期的に開かれる会議を**定例会**、必要に応じて開かれる定例会以外の会議を**臨時会**といいます。岩見沢市議会の定例会は、2月又は3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。

市議会の招集は、すべて市長が行いますが議長又は4分の1以上の議員から招集の請求があったときは、市長は臨時会を招集しなければなりません。

◆会議のあらまし

市議会に提出された議案などは、開会から閉会までの会期中に、おおむね次のような順序で運営され、最終決定します。

○議案が議決されるまで



◆本会議

本会議は、議案などを審議し、議会の意思を最終的に決める会議で、半数以上の議員の出席がなければ開くことができません。

市長が、議案の説明をしたり、議員が市の一般事務について質問したり、意見を述べるのもこの会議で、議長が会議を進めます。

会議は、午後1時から午後5時までと定められていますが、時間を延長したり、議決によって繰り上げて開いたりもできます。

また、会議1日目（招集日）の初めに会期を決定しますが、必要に応じて延長することもできます。

◆委員会

議案などは、最終的に本会議で議決されますが、数が多く範囲も広いことから、幾つかの委員会を設けて、専門的、能率的に審査・調査を行います。

委員会には、常設の常任委員会、議会運営委員会、必要に応じて設ける特別委員会があります。

◆常任委員会

岩見沢市議会では、3つの常任委員会を設置し、議員はいずれかの委員会に所属することになっています。

委員の任期は2年で、詳細は下記のとおりとなっています。

名称	定数	所管事項
総務 常任委員会	8人	総務部、企画財政部、 情報政策部、会計室、 教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員
民生 常任委員会	7人	健康福祉部、市民環境部、 市立総合病院、市立栗沢病院
経済建設 常任委員会	7人	農政部、経済部、農業委員会、 建設部、水道部

◆議会運営委員会

議会の運営、議長の諮問に関すること等について調査を行い、議案、請願・陳情を審査します。常設の委員会で各会派から決められた人数が必ず所属することになっています。

委員の任期は常任委員会と同じく2年となっています。

◆特別委員会

予算、決算の審査にその都度設けられる特別委員会と、あるいは特別な調査を目的とするため、議会が特に必要と認めた場合設けら

れる委員会で、調査・審査の終了まで存在します。

6 市民の皆さん と市議会

◆請願・陳情

市民の皆さんが市政に望むことを文書にして直接市議会に提出することをいい、誰でも提出可能です。その際、議員の紹介を必要とするものを請願書、必要としないものを陳情書といいます。

市議会は、請願書が提出されると所管する委員会に付託し審査します。

委員会は、内容を十分審査し、採択か不採択の結論を出し、議長に報告します。最終的に本会議で結論が出され、採択された請願は意見を付けて市長や関係機関に送付され、その実現を要望します。審査結果は、請願をされた方に通知します。

また、陳情書についても、協議し、全議員と執行部に写しが配付され、市政や議員活動に生かされます。

◆請願書・陳情書の書き方

請願書・陳情書は、日本語で願いの趣旨、提出年月日、住所及び氏名（法人、団体は名称と代表者名）、紹介議員名（請願書の場合）を記載し、署名又は記名押印したものを議長あてに提出することとなります。

いつでも受け付けておりますので、詳しいことは、議会事務局総務議事係までお問い合わせください。 ☎ 35局 4907（係直通）

【書式例】

(表紙)

〇〇〇〇に関する請願（陳情）
紹介議員 署名又は記名押印
※紹介議員は陳情の場合不要

(内容)

件名	〇〇〇〇について
要旨	
理由	以上のとおり請願（陳情）いたします。
	令和 年 月 日
	岩見沢市議会議長 様
	請願者（陳情者）
	住所
	署名または記名押印
	（法人名 代表者名）

※件名ごとに作成してください。



7 議会の活動を を知るには

市議会は、市民生活にさまざまな影響をもつ市政の方向を、皆さんの代表である議員が決めているところです。折りにふれ、皆さんの代表がどのような働きをしているか見守ることが必要です。

◆本会議の傍聴

市議会の様子は、だれでも見たり聞いたりすることができます。傍聴を希望する方は、本会議の当日、傍聴席入口で受付票に氏名等を記入し、傍聴受付箱に投函の上、入場してください。傍聴席は30席と限りがありますので、団体の場合は、事前に議会事務局までご連絡ください。

議場の傍聴席には、車椅子をご利用の方のための傍聴スペースのほか、音声の聞き取りづらい方のための難聴者用磁気ループの設備を用意しております。

◆委員会の傍聴

委員会も本会議と同様、傍聴することができますので、委員会の当日、会場入口で受付票に氏名等を記入し、傍聴受付箱に投函の上、入室してください。

なお、会場その他の都合により人数を制限する場合があります。

◆議会だより

岩見沢市議会では、議会活動の様子を市民の皆さんに知ってもらうために、「いわみざわ市議会だより」を発行しています。

年4回の定例会ごとに発行し、広報いわみざわに折り込んで配布しています。

◆市議会会議録

定例会・臨時会の本会議のすべての内容を記録した「岩見沢市議会会議録」を発行しています。

◆市議会ホームページ

市議会の情報を随時お知らせしています。また、本会議のインターネット中継の視聴や会議録等を閲覧することができます。

岩見沢市議会

検索

<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/shiseijoho/8948.html>



岩見沢市議会事務局

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

電話：0126(35)4907 市役所4F

（掲載内容：令和5年6月16日現在）